

基 発 0 9 2 5 第 4 号

令 和 2 年 9 月 2 5 日

関係団体各位

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

令和2年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度の地域別最低賃金額の改定については、40県において、令和2年8月から9月の間に、改定公示が行われ、令和2年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、改定最賃額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	861 (861)	-	2019年 10月3日
青森	793 (790)	3	2020年 10月3日
岩手	793 (790)	3	2020年 10月3日
宮城	825 (824)	1	2020年 10月1日
秋田	792 (790)	2	2020年 10月1日
山形	793 (790)	3	2020年 10月3日
福島	800 (798)	2	2020年 10月2日
茨城	851 (849)	2	2020年 10月1日
栃木	854 (853)	1	2020年 10月1日
群馬	837 (835)	2	2020年 10月3日
埼玉	928 (926)	2	2020年 10月1日
千葉	925 (923)	2	2020年 10月1日
東京	1,013 (1013)	-	2019年 10月1日
神奈川	1,012 (1011)	1	2020年 10月1日
新潟	831 (830)	1	2020年 10月1日
富山	849 (848)	1	2020年 10月1日
石川	833 (832)	1	2020年 10月7日
福井	830 (829)	1	2020年 10月2日
山梨	838 (837)	1	2020年 10月9日
長野	849 (848)	1	2020年 10月1日
岐阜	852 (851)	1	2020年 10月1日
静岡	885 (885)	-	2019年 10月4日
愛知	927 (926)	1	2020年 10月1日
三重	874 (873)	1	2020年 10月1日
滋賀	868 (866)	2	2020年 10月1日
京都	909 (909)	-	2019年 10月1日
大阪	964 (964)	-	2019年 10月1日
兵庫	900 (899)	1	2020年 10月1日
奈良	838 (837)	1	2020年 10月1日
和歌山	831 (830)	1	2020年 10月1日
鳥取	792 (790)	2	2020年 10月2日
島根	792 (790)	2	2020年 10月1日
岡山	834 (833)	1	2020年 10月3日
広島	871 (871)	-	2019年 10月1日
山口	829 (829)	-	2019年 10月5日
徳島	796 (793)	3	2020年 10月4日
香川	820 (818)	2	2020年 10月1日
愛媛	793 (790)	3	2020年 10月3日
高知	792 (790)	2	2020年 10月3日
福岡	842 (841)	1	2020年 10月1日
佐賀	792 (790)	2	2020年 10月2日
長崎	793 (790)	3	2020年 10月3日
熊本	793 (790)	3	2020年 10月1日
大分	792 (790)	2	2020年 10月1日
宮崎	793 (790)	3	2020年 10月3日
鹿児島	793 (790)	3	2020年 10月3日
沖縄	792 (790)	2	2020年 10月3日